

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	下比地地区 (下比地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月20日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下比地地区は70才以上の農地所有者が49%、50才～69才が31%を占めている。農地利用形態は自作及び貸借契約により農地の利用を進めており、作付けは水稻・野菜が主要作物となっている。現状10年後には現農業従事者の多くが高齢化を迎える状況もあり後継者の育成が課題となってくる。また、過疎化により市外農地所有者が増加しており当該農地の利用についても検討が必要となっている。
・耕作者による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため現在多面的事業に取り組んでいるが耕作者の負担軽減として所有者・地域含めた更なる維持管理への取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在地域自治会において所有地を畑地化し果樹栽培を近年進められ、地域一体となった取組拡大に向け取組が進行中である。また、水田では葉物野菜を中心に地域外認定農業者1名及び地域内農業者が水稻の作付けを行っているが今般の異常気象による収量減等を考慮し品種変更等関係機関と共に検討する。
農地利用の取組として近隣地区と連携し集落営農組織を立ち上げ利用する方向性の検討も必要

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。(近隣集落連携した営農組織化検討含む)
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が昭和59年に完成し約40年が経過し、水路・農道等農業施設の経年劣化が発生している。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。 水利施設等については、土地改良区・受益者と連携し適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者・認定新規就農者・自治会・個人が連携し区域内農地の有効利用を継続するため各自が後継者育成・確保に努めるとともにJA・公共団体等と地域が調整協議を図りながら取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、今後農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。